

汚水処理施設連携整備事業の推進（農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省）

1. 関係省庁・担当課

農林水産省農村振興局整備部地域整備課

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課

国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（浄化槽推進室）

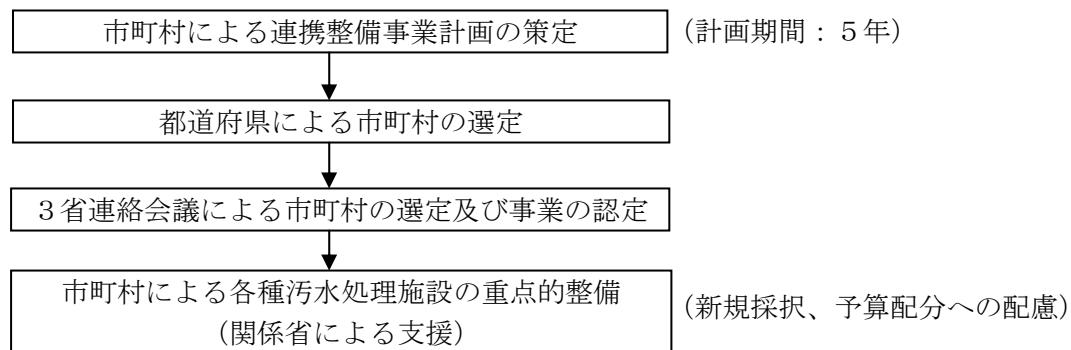
2. 施策の概要

汚水処理施設整備事業を所管する関係省が連携して各種事業を実施することにより、公共用水域における水質保全がより一層促進されると見込まれる市町村において、それぞれの特色を活かした汚水処理施設の効率的かつ計画的な整備を図る。（平成9年度から実施）

（1）対象市町村の要件

- ①農林水産省、国土交通省及び環境省で策定を推進している汚水処理施設の総合的な「都道府県構想」が策定されている都道府県における市町村であること。
- ②下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業等の各事業を連携して重点的に整備することにより、地域の特性に応じた効率的かつ計画的な整備が期待される市町村であること。
- ③下水道、農業集落排水又は漁業集落排水、及び浄化槽のすべてを、湖沼水質保全特別措置法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律等の水質保全に関する法律に基づく計画等に位置づけている市町村であること。
- ④県による排水の上乗せ等の規制あるいは、市町村独自の水質保全条例、浄化槽設置促進条例等、水質保全に関する条例等が制定されている市町村であること。
- ⑤人口がおおむね10万人未満の市町村であること。
- ⑥汚水処理施設の普及率がおおむね50%未満の市町村であること。

（2）事業実施のスキーム



(3) 対象事業

- 下水道事業（国土交通省）
- 農業集落排水事業（農林水産省）
- 漁業集落排水事業（水産庁）
- 浄化槽整備事業（環境省）、等

3. 実施箇所

平成8年12月に「汚水処理施設連携整備事業の推進について」を都道府県に通知。

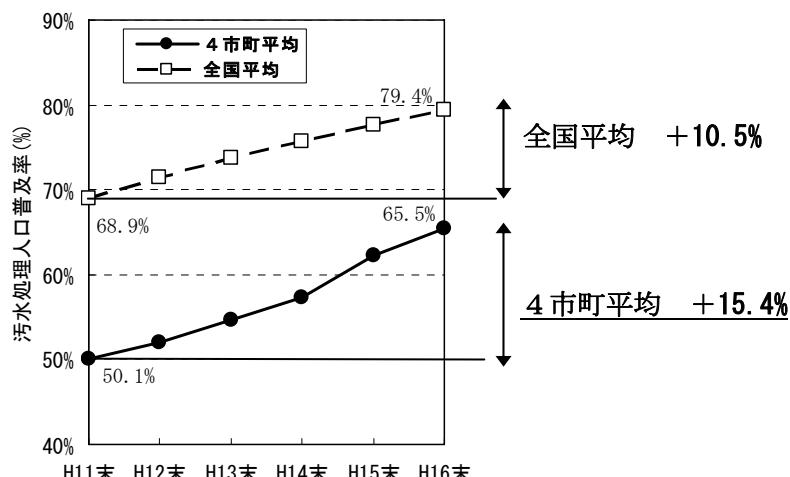
年 度	認定市町村名			H18実施状況
平成9年度認定 (H9.4.1通知)	静岡県 袋井市	兵庫県 加西市		完了
	岐阜県 美濃市	兵庫県 吉川町		
	愛知県 常滑市	兵庫県 稲美町		
	三重県 萩野町	島根県 安来市		
	三重県 阿児町	岡山県 中和村		
	兵庫県 西脇市	広島県 黒瀬町		
	神奈川県 藤野町	長崎県 諫早市		
	和歌山県 橋本市	長崎県 琴海町		
	岡山県 新見市			
	富山県 堀中町			
平成11年度認定 (H11.3.19通知)	三重県 美里村			実施中
	千葉県 小見川町	京都府 舞鶴市		
	三重県 玉城町	山口県 橘町		
	茨城県 小川町	愛知県 一宮町		
	静岡県 御殿場市	沖縄県 南風原町		
	愛知県 渥美町			
	新潟県 新発田市	島根県 横田町		
	岐阜県 本巣町	高知県 桃原町		
	愛知県 吉良町	佐賀県 玄海町		
	島根県 木次町	熊本県 南小国町		
平成14年度認定 (H14.3.29通知)	山形県 酒田市	兵庫県 西淡町		実施中
	愛知県 新城市	香川県 飯山町		
	平成16年度認定 (H16.3.26通知)	島根県 入善町	島根県 津和野町	
	島根県 大社町	広島県 三次市		
	平成17年度認定 (H17.3.29通知)	島根県 益田市	島根県 隠岐の島町	
	島根県 西ノ島町	山口県 平生町		
	平成18年度認定 (H18.3.29通知)	福岡県 茄田町		
	大分県 宇佐市			

※市町村名は認定当時のもの

4. 連携事業の効果

市町村が行う汚水処理施設の整備事業を関係省が連携して支援することにより、汚水処理施設の重点的な整備が図られ、公共用水域における水質保全効果が期待できる。

平成12年度認定市町における効果事例



※) 平成12年度認定の4市町の汚水処理人口普及率の平均の推移である。